

高血圧・脂質異常症・糖尿病で通院中の患者さんへ

令和 6 年 6 月の診療報酬改定において、これまで当院で算定してきた「特定疾患療養管理料」から、個人に応じた療養計画に基づき、より専門的・総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」を算定することとなりました。

この改定では医師が、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを治療している患者さん個々に応じた目標設定・具体的な指導内容・検査結果等を記載した「生活習慣病療養計画書」を作成することになります。

計画書には患者さんにご署名をいただく必要がありますので、ご協力のほどお願いいたします。

また患者さんの状態に応じて 28 日以上長期処方を行うことやリフィル処方箋を発行することも可能ですが、対応可能かどうかは病状に応じて医師が判断します。